

■ 4条1項11号

不服 2025-017583

＜本願商標＞

「CONNECTICA」（標準文字）

第9類「電子応用機械器具，電子計算機及びその周辺機器，コンピュータ，コンピュータソフトウェア，電子計算機用プログラム，人工知能の分野のコンピュータソフトウェア」

第42類「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，ウェブサーバーの貸与，オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供（SaaS），オンラインによるダウンロードが不可能なコンピュータソフトウェアの提供，コンピュータソフトウェアの貸与，コンピュータソフトウェアプラットフォームの提供（PaaS），コンピュータの貸与，人工知能の分野のコンピュータソフトウェアの提供」

※補正後の指定商品及び指定役務

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「CONNECTICA」（標準文字）

第9類「測定機械器具，アプリケーションソフトウェア，電子計算機用プログラム，電子応用機械器具及びその部品，電気通信機械器具，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，腕時計型携帯情報端末，スマートフォン，タブレット型携帯情報端末，携帯情報端末，・・・他」

第42類「・・・，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，・・・電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，理化学機械器具の貸与」

及び第37類

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 商標法第4条第1項第11号該当性について

(1) 本願商標について

本願商標は、「CONNECTICA」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は一般的な辞書等に載録された語ではなく、特定の意味合いを想起させる語として知られているというような事情も見いだせないことから、特定の観念を生じることがない造語として認識されるというのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「コネクティカ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「CONNECTIA」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は一般的な辞書等に載録された語ではなく、特定の意味合いを想起させる語として知られているというような事情も見いだせないことから、特定の観念を生じることがない造語として認識されるというのが相当である。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「コネクティア」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標は、外観において、その構成文字中の「CONNECTI」及び「A」のつづりを共通にするものの、両者はいずれも標準文字で表されたものであり、このような一般的な書体からなる商標に接する取引者、需要者は、その商標を構成する文字の外形自体を事細かに記憶するとはいえず、外観における印象が強く記憶に残るものとはいえない。

次に、本願商標から生ずる「コネクティカ」の称呼と、引用商標から生ずる「コネクティア」の称呼とを比較すると、語尾音において「カ」と「ア」の差異を有するものであるところ、差異音の母音が同一であるものの、5音という短い音構成であって「カ」の音は比較的聴取され易い破裂音であることから、両者をそれぞれ一連に称呼しても、聞き誤るおそれはなく聴別し得るものである。

さらに、観念においては、両者はいずれも特定の観念を生じないものであるから比較することはできない。

以上によれば、本願商標と引用商標とは、観念において比較することができないものの、称呼において相紛れるおそれのないものであり、外観における共通性が強く印象に残

るものではないことからすると、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は非類似の商標と判断するのが相当である。

したがって、本願商標と引用商標は、上記のとおり非類似の商標であるから、指定商品及び指定役務の類否について論ずるまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当するとはいえない。

(4) まとめ

以上のとおりであるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**CONNECTICA**」と引用商標「**CONNECTIA**」は、観念において比較することができないものの、称呼において相紛れるおそれのないものであり、外観における共通性が強く印象に残るものではないことからすると、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は非類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

まず、これらの商標から生じる称呼だけを比較した場合、「昭和や平成初期の時代ならともかく、今の時代なら商標非類似でしょ」と考える実務家が多いと思われます。実際、J-PlatPatの「称呼（類似検索）」で、「コネクティカ」の称呼で検索してみても、「コネクティア」の称呼が生じる引用商標は、下の方の検索結果に出てきます。

したがって、本事件では、どちらかといえば両商標の外観の近似性が、より重きを置いた論点となっているという印象です。

この点、審決では、両商標の外観の比較において、「両者はいずれも標準文字で表されたものであり、このような一般的な書体からなる商標に接する取引者、需要者は、その商標を構成する文字の外形自体を事細かに記憶するとはいえず、外観における印象が強く記憶に残るものとはいえない」と述べております。この内容を素直に読むと、両商標の外観を明瞭に判別するのは難しいという意味合いで解釈ができそうですが、審決では逆の意味で述べているようです。すなわち、「両商標の外観上の共通性は、さほど重視されない」といったような意味合いで、述べられているものと思われます。

何だか少々ごまかされたような印象ですが、合議体としても正直なところ、両商標の外観の近似性は否定できないというのが本音なのではないでしょうか。とはいえ、称呼的には明瞭に聴別できるといえることから、称呼の近似性を重視する現在の類否判断の運用においては両商標が類似であるとの結論は出しにくいので、このような若干強引な理由付けがなされたのではないかという印象です。

なお、本件商標を片仮名で表記した商標「コネクティカ」も、同様に商標「コネクティア」に類似するとして拒絶査定がなされたことから、拒絶査定不服審判で類似性が争われましたが（不服 2025-017584）、こちらも非類似と結論付けられております。

ただ、こちらの審決では、両商標の外観の比較において、「いずれも6文字の片仮名を標準文字で表してなるものであるものの、語尾の「カ」と「ア」の文字の差異を有し、この差異が、比較的短い文字構成からなる両者の外観全体の視覚的印象に与える影響は小さいものとはいえないことから、両者は外観において相紛れるおそれのないものである。」と述べられており、はっきりと「両者は外観において相紛れるおそれのないものである」と言っています。この点の違いからも、やはりアルファベットの方は「両者は外観において相紛れるおそれのないものである」とまでは言い切れなかったのかなと推測できます。

いずれにしても、本事件のような商標の類似性が今でも審判で争われることがあるという点で油断はできず、商標調査等においては、それこそ「昭和や平成初期の時代」になされていた、基本に忠実な商標の類否判断手法や考え方も決して忘れてはいけないという教訓になります。

（弁理士 永露 祥生）
＜2026年8月30日＞